

老人クラブ会員なら何歳でも加入できます 「老人クラブ傷害保険」

— 傷害保険10月始期の加入申し込み受付が始まります！

老人クラブ傷害保険とは

「老人クラブ傷害保険」は、クラブ活動中の事故への補償制度を望む会員の声を受けて生まれた、全国老人クラブ連合会の会員専用団体保険です。少しずつ制度が見直され、今では様々な特約が付いたタイプもあります。クラブ活動を再開されるクラブが増えてきています。この機会に事故の備えとして「老人クラブ傷害保険」の加入をご検討ください。



10月始期の加入申込の受付期間は、7月15日から9月15日まで

更新クラブには7月上旬に加入申込書類をお届けします。

加入申込書をお持ちでないクラブは資料請求をお願いします。

10月始期の次は来年の4月始期です。

加入申込書は必ず「2022年10月・2023年4月始期用」と書かれたものをお使いください。

お問い合わせ・資料請求

加入をご希望、ご検討の際は、クラブの担当者（決まっていない場合は会長様）から、全老連「保険係」までご連絡ください。必要書類をお送りします。

※ 会員の方個人による資料請求や申し込みには応じられません。ご了承ください。

全国老人クラブ連合会 保険係

〒100-8822 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル5階

電話：03-3597-8770（平日9：30～12：00、13：00～17：00）

FAX：03-3597-8767（24時間受付）

メールアドレス：hoken@senior-ltd.com

- このほか、他人の物を壊したり、ケガをさせた時の事故を補償する保険もあります。詳しくは、ホームページ（全国老人クラブ連合会サイト内「活動保険」）または上記「保険係」まで直接お問い合わせください。

上記保険の対象は、全国老人クラブ連合会に連なる都道府県・指定都市老連および市区町村老連に加入している単位老人クラブです。退会しているクラブは加入できません。